

練馬区立田柄中学校いじめ防止基本方針

【目指す生徒像】

- ・いじめが人権をそこなう、許されない行為であることを理解し、絶対にいじめをしない。
- ・いじめを見すごさず、友達や信頼できる人と力を合わせて、いじめがなくなるように行動する。
- ・思いやりの心を大切にし、友達の喜びや心の痛みを、その人の気持ちになって感じたり、考えたりできる。
- ・一人一人のよいところをたくさん見つけ、自分も相手もかけがえのない存在として大切にする。
- ・生活の仕方や文化、ものの考え方などにちがいがある人々とも進んで交流する。

【家庭・地域との連携】

学校の実態を公開するとともに、生徒を幾重にも支える体制を築くことを趣旨とする。

- 開かれた学校づくり
授業参観・保護者会・各行事の公開
- P T A組織との連携
- 地域行事への教職員と生徒の参加
- 家庭への電話連絡・家庭訪問

【校内組織】

いじめ防止対策委員会

構成：校長、副校長、いじめ対策推進教師、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、S C

役割：いじめ防止基本方針の策定、
いじめの未然防止
いじめの早期発見
いじめへの早期対応

開催：月1回以上

【関係機関との連携】

迅速で効果的な対策をとるために学校サポートチーム等、次の機関との連携を強化する。

- 練馬区総合教育会議
- 練馬区教育委員会
- 子供家庭支援センター・児童相談センター
- 民生・児童委員
- 学区小学校・隣接中学校
- スクールソーシャルワーカー
- 光が丘警察署 生活安全課
- スクールサポーター

いじめの未然防止

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、多様性や互いの良さを認め合う態度を育成する。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、生徒の自己有用感を高める機会を充実させる。(居場所づくり・きずなづくり)
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動、いじめに関する授業などを推進する。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒・保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校・P T A・地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

いじめへの早期発見

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査（学期に1回）やS C全員面談、教育相談、S O Sの出し方に関する教育の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。※ 教育相談月間（6月、11月、2月）
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

いじめへの対処

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
- (2) 事実確認を迅速に行うとともに、教職員全員の共通理解を図り、組織的に対応する。
- (3) 保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
- (4) 重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- (5) インターネット上のいじめが発生した場合は、いじめられている生徒を守るために、また情報の拡散を防止するために迅速に対応する。

いじめへの防止等の取組の点検

- (1) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを定期的に実施する。
- (2) 一年間のいじめ対応をした案件について、いじめ対策委員会による検証を行い、次年度の取組に生かす。